

# 国民健康保険税について

## 国民健康保険税の軽減について

## 国民健康保険税の納め方

## 加入、脱退には必ず届出を

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。国保税の納付にご協力をお願いします。

なお、本年度の納税通知書の発送は7月中旬を予定しております。第1期の納期限は7月31日(水)ですので、納め忘れにご注意ください。

### ○保険税額の決め方

その年に必要となる医療費を予測し、そこからみなさんが医療機関で支払う自己負担額となります。国保税の税率は年々増加しており、今後は税率の見直しが見込まれます。

国保税の納税義務者は世帯主の方です。世帯主の方が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもい

| 令和元年度の税率と賦課限度額        |          |           |                    |
|-----------------------|----------|-----------|--------------------|
|                       | 医療分①     | 後期高齢者支援分② | 介護分③<br>(40歳から64歳) |
| 所得割(加入者の前年の所得に応じて計算)  | 7.8%     | 2.0%      | 1.3%               |
| 資産割(加入者の固定資産税額に応じて計算) | 30.0%    | 8.0%      | 7.0%               |
| 均等割(1人当り)             | 20,000円  | 5,000円    | 7,000円             |
| 平等割(1世帯当り)            | 20,000円  | 6,000円    | 6,000円             |
| 賦課限度額                 | 610,000円 | 190,000円  | 160,000円           |

### ○国民健康保険税の計算方法

医療分（左表①）、後期高齢者支援分（左表②）及び介護分（左表③）を計算し、合計したものが世帯の1年間（4月から翌年3月まで）の国保税となります。年の途中で加入した場合は、その月数に応じて月割計算されます。

なお、医療分と後期高齢者支援分は加入者全員に、また、介護分は40歳から64歳までの加入者に課税されます。

なお、この軽減を受けるための手続きは不要ですが、世帯被保険者のうち、税法上の被扶養者を除いて、町に前年中の所得情報の無い方（所得未申告者）がいる場合、国保税の正確な算定や軽減の判定ができないので、ご注意ください。

（注1）特別徴収対象者の要件  
1 世帯主が国保の被保険者。  
2 世帯内に國保加入者が65歳以上74歳未満。  
3 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。  
4 税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない。

加入している健康保険に異動があつた場合は、14日以内に届出をお願いします。なお届出の際には、窓口に来る方の本人確認書類と、該当者と世帯主のマイナンバーを持参してください。

### ○納付時期

|      | 4月  | 5月  | 6月  | 7月 | 8月 | 9月 |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 普通徴収 |     |     |     | ●  | ●  | ●  |
| 特別徴収 | ○   |     | ○   |    | ○  |    |
| 仮徴収  |     |     |     |    |    |    |
|      | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 普通徴収 | ●   | ●   | ●   | ●  | ●  |    |
| 特別徴収 | ○   |     | ○   |    | ○  |    |
| 本徴収  |     |     |     |    |    |    |

### ○お問い合わせ

町民税務課  
(資格) 町民G  
(84) 1965  
(国保税) 税務G  
(84) 1966